

防衛省訓令第25号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第27条の規定に基づき、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

防衛大臣 久間 章生

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「又は裸眼視力」を「、裸眼視力」に改め、「0.8以上」の次に「又は裸眼視力が0.1未満であつて矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて0.8以上」を加える。

別表第4中「両眼とも」を「両側とも」に、「又は裸

眼視力」を「、裸眼視力」に改め、「0.8以上」の次に「又は裸眼視力が0.1未満であつて矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて0.8以上」を加える。

別表第5中「又は裸眼視力」を「、裸眼視力」に改め、「0.8以上」の次に「又は裸眼視力が0.1未満であつて矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて0.8以上」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。